

令和8年度 園芸産地気候変動対応支援事業 採択申請書 & 実施計画書提出にあたっての手引き

申請書類提出期限 令和8年5月29日（金）必着

事業の概要

夏季の高温により、県内の園芸作物の生産に影響が出ている状況を踏まえ、遮光・遮熱、換気、冷却、かん水等による対策に取り組む農業者が、必要な資材を導入するための経費の一部を支援します。

補助率等

補助率
1 / 2
以内

認定農業者、認定新規就農者及び農地所有適格法人

• 上限補助金額 **100**万円

農業者の組織する団体の1受益者当たり

• 上限補助金額 **60**万円

採択申請書に必要な書類を添えて県に申請
(農業改良普及センターに提出)

令和8年5月29日まで

〔採択又は不採択通知〕
採択通知後、交付申請及び発注・購入

6月中旬頃

〔交付決定通知〕

7月上旬頃

資材設置、対策実施
支払完了後に実績報告書提出

採択通知以降
(12月31日まで)

〔額の確定通知〕、請求書提出、〔補助金交付〕

随時

※申請多数により申請額の合計が予算額に達した場合は、事業実施計画書に基づき審査を行い、交付対象者を決定します。(予算額：1,800万円)

提出先

東讃地域	中讃地域	西讃地域	小豆地域
高松市、三木町、さぬき市、東かがわ市	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、多度津町、琴平町、宇多津町、まんのう町	観音寺市、三豊市	小豆島町、土庄町、直島町
〒769-2401 さぬき市津田町津田 930-2 東讃農業改良普及センター	〒765-0014 善通寺市生野本町 1-1-12 中讃農業改良普及センター	〒769-1503 三豊市豊中町笠田竹田 438-1 西讃農業改良普及センター	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 小豆農業改良普及センター

所管の農業改良普及センターに持ち込みまたは郵送により提出してください。

問い合わせ先

総 括			
香川県農業生産流通課 野菜グループ 087-832-3422			
東讃地域	中讃地域	西讃地域	小豆地域
東讃農業改良普及センター 0879-42-0190	中讃農業改良普及センター 0877-62-1022	西讃農業改良普及センター 0875-62-5353	小豆農業改良普及センター 0879-75-0145

お問い合わせをいただく前に、手引き及び申請様式をご一読ください。

申請書類作成の前に要件を満たしているか確認をお願いします！

申請者について

- 申請者は認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者の組織する団体のいずれかですか。（農業者の組織する団体の場合は、受益者（補助を受ける者）が3戸以上かつ受益者全員が農産物販売金額 50 万円（税込み）以上ですか。

申請する資材について

- 野菜・果樹・花きで使用するための資材ですか。
- 1 受益者当たり（補助を受ける者 1 名当たり）の導入資材の金額は 20 万円以上（税抜き）ですか。
- 申請資材は次ページに記載の資材のうち、3 年以上繰り返し又は連続して使用できる資材ですか。

対象外の経費について

- 資材導入に係る施工費が含まれていませんか。
- 単価価格 50 万円以上（消費税及び地方消費税を含まない）の機械・装置等が含まれていませんか。

補助対象資材

品目	目的	資材
施設園芸全般	遮光・遮熱	遮光資材（ネット等、ハウス内の設置を含む） 遮光開閉装置 赤外線反射フィルム
	換気	谷・サイド等巻き上げセット 妻面換気窓 換気扇、循環扇
	冷却	ミスト発生装置
	育苗ハウスのかん水	スプリンクラー 底面給水設備
	地温抑制	断熱性不織布（ポリエチレン製のものなど）
	苗の冷却	スリット入り育苗トレイ
露地野菜	かん水	かん水チューブ、フィルター、ポンプ（配管に必要な資材含む）
	地温抑制	断熱性不織布（ポリエチレン製のものなど）
露地果樹、雨よけ・棚果樹	園地の遮光	遮光資材（遮光ネット等）
モモ、ブドウ	受光態勢の改善	反射シート
カンキツ、ナシ	日焼け防止	果実袋（ポリエステル製のものなど）

令和8年度事業については、上記の補助対象資材表に記載のないものは補助対象となりません。

提出書類について

添付書類についてはいずれも写しを提出し、原本はご自身で保管をお願いします。

記入例を参照しながら記載をお願いします。

認定農業者、認定新規就農者の場合

提出物	備考	
事業採択申請書（原本）	様式第1号（要領第4条）	
添付書類	事業実施計画書	様式第2号（要領第4条）
	経営改善計画認定書	認定農業者の場合のみ
	青年等就農計画認定書	認定新規就農者の場合のみ
	見積書	1契約につき100万円以上の事業費の場合は2者見積もりが必要
	カタログ等	見積書を徴取できない場合は、ホームページやカタログの写し等

農地所有適格法人の場合

提出物		備考
事業採択申請書（原本）		様式第1号（要領第4条）
添付書類	事業実施計画書	様式第2号（要領第4条）
	定款	
	事業計画書	栽培品目や面積などの農業の事業内容が分かる書類（経営改善計画認定書など）
	見積書	1契約につき100万円以上の事業費の場合は2者見積もりが必要
	カタログ等	見積書を徴取できない場合は、ホームページやカタログの写し等

農業者の組織する団体の場合

提出物		備考
事業採択申請書（原本）		様式第1号（要領第4条）
添付書類	事業実施計画書	様式第2号（要領第4条）
	受益者名簿	参考様式1
	団体規約	
	構成員名簿	受益者以外も含めた全構成員の氏名
	見積書	1契約につき100万円以上の事業費の場合は2者見積もりが必要
	カタログ等	見積書を徴取できない場合は、ホームページやカタログの写し等

提出前の最終チェック

- 提出書類はすべて揃っていますか。
- 再度記入した内容の確認はしましたか。
- 事業採択申請書については、原本を提出予定ですか。
- 添付書類については、原本は手元に保管し、写しを提出予定ですか。

よくある質問

番号	質問	回答
1	自分がどの地域に属しているか分からないので、提出先が分からない。	東讃地域：高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町で営農されている方。 中讃地域：丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、多度津町、琴平町、宇多津町、まんのう町で営農されている方。 西讃地域：観音寺市、三豊市で営農されている方。 小豆地域：小豆島町、土庄町、直島町で営農されている方。
2	複数の地域にまたがって営農している場合の提出先は。	上記のうち主要な営農場所を管轄している農業改良普及センターに提出いただきたい。
3	どのような資材が補助対象となるか。	補助対象資材内であればメーカー、商品問わず対象となる。補助対象資材以外は対象とならない。
4	営農集団の要件はあるか。	規約、構成員名簿が必要。申請者で品目や資材を統一する必要はない。市町をまたいでも構わない。
5	集団を設立する見込みであっても申請可能か。	採択申請時に規約が提出できなければ交付申請時に提出していただきたい。(構成員名簿は採択申請時に提出)
6	農産物販売金額 50 万円であることの証明は必要か。	証拠書類の提出は必要ないが、販売金額 50 万円未満にも関わらず申請することは控えていただきたい。なお、税込みの考え方でよい。
7	採択申請時の見積書は必須なのか。	見積書が困難な場合は、価格の妥当性を判断できる書類（ホームページやカタログの写し等）を添付する。
8	見積合わせは必要か。	1 契約あたり総額で 100 万円を超える案件については、同等品について 2 者以上の見積書を徴取し、全ての見積書を添付する。
9	資材はいつまでに設置しなければならないか。	事業実施年度の夏季までに設置することが望ましいが、社会情勢等の理由で困難な場合は事業実施翌年度の設置でも可とする。ただし、納品、実績報告書は事業実施年度の 12 月 31 日までに提出する。
10	資材を設置したことをどう確認するのか。	写真、納品書、支払いが分かる書類で確認する。
11	高温時期が過ぎた後に購入した資材は、設置が困難だが、設置の確認と効果の評価はどのように確認するのか。	実績報告書は事業実施年度の 12 月 31 日までの提出とし、設置予定場所で撮影した導入予定物品の写真の添付でも可とする。ただしその場合は、翌年度に設置した写真を添付して再提出する。

12	他事業との重複が可能か。	香川県及び国の他の補助事業に同一の内容で採択されている場合は対象としない。
13	50万円以上の機械・装置とは総額50万のことを指すのか。	総額ではなく資材1個あたり税抜50万円以上のことをいう。
14	借りているハウスへの設置でも対象となるか。	申請者が実際に営農していれば可とする。ただし、申請書に地番を明記することとし、その実態を現地調査する可能性がある。
15	100万円以上の事業費となるが、見積もりが2件以上（遮光とミストなど）に分かれる場合は、それぞれ2者見積もりが必要なのか？	1契約につき100万円以上の事業費の場合のみ2者見積もりが必要。そのため、このケースは必要ない。
16	3戸以上の営農集団が応募する場合の上限額と下限額の考え方は？	1受益者あたり、それぞれ事業費20万円以上、上限補助金60万円とする。（全員が20万円以上応募する必要がある）
17	4月7日発注分までさかのぼって申請できることにしているが、そのケースで100万円以上の事業費の1者見積もりで購入している場合は対象となるか？	100万円以上の事業費は2者見積もりが必要なので、対象にならない。
18	更新も新規もOK？	更新、新規は問わない。
19	計画申請後に事業内容を変更したい場合はどうしたらいいか。	要綱要領の重要な変更にあたる場合は、記載どおりの手続きを行う。重要な変更にあたらぬ軽微な変更については、交付申請、実績報告時に変更部分を報告する。実績報告時の場合は、添付書類として事業実施計画書の一部を添付し、変更が分かるように記載する。軽微な変更とは、補助目的に関係がない細部の変更（資材の変更等）を指す。重要な変更にあたるかはその都度相談いただきたい。
20	交付決定後に事業費が上がる場合、補助金額を増額できるか。	昨今の物価高騰をふまえ、増額もやむを得ないと考える。そのため、やむを得ない事情があり、かつ予算的に対応できる場合は対応する。その都度相談いただきたい。
21	中古資材は対象となるか？	ならない。（業者扱い品であっても不可）
22	施設内に設置することを目的としたかん水チューブの購入は対象となるか？	ならない。（今回の対象はあくまで高温対策資材であって、施設内での灌水は基本的な栽培として考えられるため）
23	果樹関係で通常はかん水チューブを設置していない品目（オリーブ等）において、かん水チューブを設置することで高温対策とみなせるものは対象となるか？	高温対策の意義は低いということで、今年度（R8）は対象外とする。